

船舶事故調査報告書

平成26年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年1月14日 00時10分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市伊良部島北方沖の浅礁 宮古島市所在の佐良浜港第1防波堤南灯台から真方位308° 2.5海里付近 (概位 北緯24° 51.6′ 東経125° 10.9′)
事故調査の経過	平成25年1月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が行方不明のため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	油タンカー TJ88（モンゴル国籍）、99トン 31611283、ARIMCO MARINE SERVICES PTE LTD（シンガポール共和国） 29.30m (Lr) × 7.30m × 2.80m、鋼 ディーゼル機関、294.1kW、1983年2月
乗組員等に関する情報	船長（ミャンマー連邦共和国籍） 男性 46歳 免状不詳
死傷者等	死亡 1人（機関長）、行方不明 1人（船長）
損傷	不詳
事故の経過	本船は、売船され、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、シンガポール共和国に向けて宮古島付近を航行中、船長が、ナブテックス受信機及び衛星電話で気象情報を入手したところ、低気圧が接近していることを知り、伊良部島北方沖に錨泊した。 船長は、守錨当直中、走錨していることに気付き、機関を始動し、揚錨して再度投錨しようとしたが、揚錨できず、本船は、風浪に圧流され、平成25年1月14日00時10分ごろ伊良部島北方沖の浅礁に乗り揚げた。 船長は、離礁しようとしたが、離脱することができなかったので、退船することを決め、海上保安庁に救助を求めた。 船長は、乗組員に退船方法を指示することなく、救命胴衣を着用して最初にロープを使い、海に入った。 4人の乗組員は、救命胴衣を着用して岩場に泳ぎ着き、また、1人

	<p>の乗組員は、救命胴衣を着用して救命ボートで待避していたところ、来援した海上保安庁の巡視艇に救助された。</p> <p>機関長は、海上保安庁の航空機により、宮古島市佐良浜漁港防波堤沖で漂流しているところを発見され、救助されて宮古島市所在の宮古空港へ搬送されたが、死亡が確認され、死因は溺死であった。</p> <p>船長は、行方不明になった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 7、視界 不良</p> <p>海象：波高 約4m、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>宮古島市には強風注意報及び波浪注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>本船は、日本近海の海図を備えていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、伊良部島北方沖で錨泊中、船長が、守錨当直中に走錨に気づき、転錨しようとしたものの、揚錨できなかつたことから、風浪に圧流され、伊良部島北方沖の浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関長は、佐良浜漁港防波堤沖で漂流しているところを発見され、救助されたが、死亡したものと考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用して最初に海に入ったが、行方不明になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、伊良部島北方沖で錨泊中、船長が、守錨当直中に走錨に気づき、転錨しようとしたものの、揚錨できなかつたため、風浪に圧流され、伊良部島北方沖の浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報を入手し、予測される風に対して適切な錨地の選定を行い、天候の悪化が予想される場合には、機関をいつでも使用できる状態にしておくこと。